

## 有鄰館合宿心得

第1条 合宿規程第2条の目的を達成するため、生徒は次のことを心掛け遵守するものとする。

1. 協調性を養い、連帯感を高め積極的に活動に参加する。
2. 本校生徒の一員として自分の役割を自覚し、責任をもって行動する。
3. 集団生活の規律を守り、秩序を重んじるように心掛ける。なお、校則に違反する行為は絶対にしない。
4. 合宿日程に従い、規則正しい生活態度で臨み、他人に迷惑をかけること。
5. 夜間外出は厳禁する。
6. 複数の団体が同時に合宿する場合には、生活時間と運営の調整を十分に図り、絶対に両者間のトラブルが起きないように注意すること。

第2条 合宿規程第8条の健康安全等に関し、次のことを留意すること。

### 1. 健康安全管理

合宿活動中は、健康安全管理を十分に行う。

日時の経過と共に疲労は増加するので、それに応じた生活時間、活動計画を立て、健康状態に応じて弾力的な活動を行う。

消灯、就寝、起床時間を厳守し、睡眠時間を十分とり、休憩時間にもできるだけ疲労回復を各自が心掛ける。

合宿時の救急体制については、緊急措置が適確にとれるように日曜当番医等を確認し、家庭及び保護者の緊急連絡先の一覧を作成しておく。

合宿中は、調理室のガスの安全を確認し、異状がある場合は、館長に報告する。ボイラー室への生徒の出入りは厳禁とする。

### 2. 衛生管理

常に清潔を保ち食品調理の衛生管理は、遺漏のないように十分に注意すること。

食事については業者に委託することが望ましい。自炊で行う場合は、食品の保存、生ごみの処理、食器や調理用具等の洗浄に十分留意し、調理室が常に衛生的に保たれるように心掛ける。

合宿中に使用する布団等について、衛生面に十分留意する。

毎日、全館の清掃を行う。

第3条 有鄰館の管理を十分に行い、練習等の際空室になるときは所持品（貴重品）の管理を十分に行い、戸締りを完全に行うこと。

第4条 合宿終了後は、次のことを行う。

1. 各団体毎に事後に反省会をもち、反省及び評価の結果を事後の合宿の参考にする。
2. 合宿終了時に確実に清掃及び点検を行い、次の使用団体に引継ぐ。
3. 戸締り完了後、鍵は保健体育科に返却する。